

例年、上鶴間高校生による自転車の乗り方の苦情が多数寄せられています。地域住民の方々にご迷惑をかけないように、そして、生徒のみなさんが事故にあわないためにも交通ルールとマナーを守り安全運転を心がけるようお願いいたします。また、万が一事故にあった時の行動をご家庭においてご確認頂きたく、お知らせいたします。今後とも本校の活動にご理解頂きたく、ご指導・ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

交通事故にあわないために！

- ・ 交通ルールとマナーを守り安全運転を心がける。
 - ・ 自転車も自動車と同じく、左側通行です。歩道を通行する場合は歩行者優先です。
 - ・ 交差点では一時停止を徹底すること。
 - ・ 並列走行やながら運転はしないこと。
- (傘さし運転、イヤホンつけ音楽をききながらの運転、スマホを操作しながら運転)

交通事故にあったら・目撃したら！

- ① けが人の救護・119番通報
 - ② 警察への連絡 [110]
- 学校への連絡 [042 (743) 5622]
- ③ 相手の連絡先の確認
- *③まではその場で確実に実行しよう！
- ④ 目撃者の確保と現場状況の記録
 - ⑤ 保険会社との連絡

1 事故を起こした(被害に遭った): けが人の救護をすることと、119番通報をすること。
まずはけが人の救護が最優先です。絶対にけが人を置き去りにして逃げたりその場を立ち去ったりしてはいけません。この場合ひき逃げとなり、刑罰の対象となります。物損事故の場合も当て逃げとなり同様刑罰の対象となります。

2 警察へ事故の届け出をする
加害者となった場合は、必ず最寄りの警察署へ[人身事故]の届け出をすること。届け出をしないと、交通事故証明書が発行されず、保険金の支払いを拒否されたりすることがあります。また、届け出を怠ると、刑罰の対象となります。

3 学校へ連絡する
事故に遭った場合、被害加害にかかわらず、必ず学校へ連絡をすること。
電話番号は 042 (743) 5622 です。

4 相手の連絡先を確認すること
事故を起こした場合、後で連絡を取れるように必ず、住所・氏名・電話番号・免許証番号・保険会社の名

前と連絡先などは必ず確認してください。できるなら相手が加害者の場合は、相手の勤務先と電話番号を確認しておくこと。名刺を持っている場合は、名刺をもらう。

5 目撃者の確保と現場状況の記録を残す

事故後話し合いがもめた場合のことを考えて、目撃者の有無と目撃者がいる場合は氏名と連絡先を聞いておくことよい。また、現場の状況を写真などで保存しておくことで後で証拠になります。

6 保険会社に連絡をする

事故後、できるだけ早く、加入している保険会社と連絡を取るようになしてください。保険会社の担当者が事後処理を行ってくれます。

以上のことを踏まえて、事故に遭った場合決して慌てず、また加害者となった場合は、絶対に逃げたりせず、誠意を持って対応しましょう。

普段から交通ルールとマナーを守り、安全運転と事故防止に心がけ、余裕を持って登校するようにしましょう。